

令和4年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案概要書

令和4年8月23日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔 5 件 〕

報告第 12 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について	1
報告第 13 号	令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告について	2
報告第 14 号	令和 3 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	3
報告第 15 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	4
報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	5

### ○ 条例に関する議案〔 2 件 〕

議案第 42 号	かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について【改正】	6
議案第 43 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【改正】	7

### ○ 予算に関する議案〔 2 件 〕

議案第 44 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	8~13
議案第 45 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	14

○ 決算に関する議案〔 6 件 〕

議案第 46 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	15
議案第 47 号	令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	16
議案第 48 号	令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	17
議案第 49 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	18
議案第 50 号	令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	19
議案第 51 号	令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	20

○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 52 号	旧下大津小学校解体工事変更請負契約の締結について	21
----------	--------------------------	----

○ その他の議案〔 1 件 〕

議案第 53 号	市道路線の変更について	22~23
----------	-------------	-------

報告第12号	令和3年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について
--------	-----------------------------

1 要 旨

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和3年度かすみがうら市一般会計継続費の精算を報告するもの

2 内 容

(1) 教育費

ア 千代田中学校統合小学校環境整備事業（政策）

[ 市長公室：政策経営課 ]

報告第13号	令和3年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告 について
<p>1 要 旨</p> <p>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和3年度かすみがうら市水道事業会計継続費の精算を報告するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>（1）資本的支出</p> <p>ア 下稻吉第2浄水場動力設備更新工事</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：上下水道課 〕</p>	

報告第14号	令和3年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
--------	-----------------------------------

1 要 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの

2 内 容

(1) 健全化判断比率 (単位：%)

比率区分	令和3年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.10	20.0
連結実質赤字比率	—	18.10	30.0
実質公債費比率	9.7	25.00	35.0
将来負担比率	51.5	350.00	/

(2) 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	令和3年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

[ 市長公室：政策経営課 ]

1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

2 内 容

(1) 相手方 かすみがうら市在住の個人

(2) 示談内容

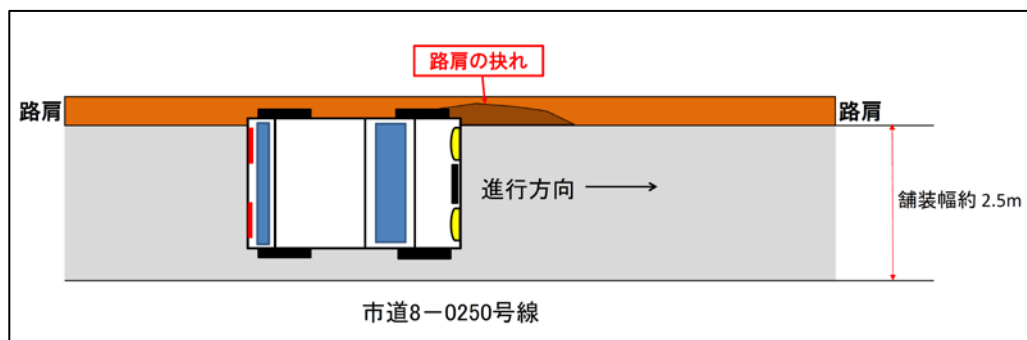
・過失割合 かすみがうら市 50% 相手方 50%

・損害賠償額 かすみがうら市 5,000円

相手方 5,000円

(3) 事故の内容 市が管理する市道8-0250号線、上稲吉34番地先において、路肩の破損により発生した段差に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。

(4) 事故発生状況図



3 専決処分日

令和4年8月10日

[ 都市建設部：道路課 ]

## 1 要 旨

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの

## 2 内 容

(1) 相手方 小美玉市在住の個人

(2) 示談内容

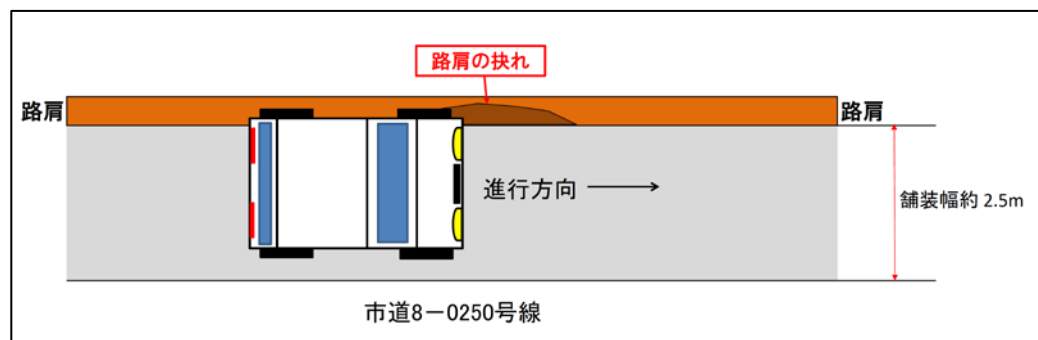
・過失割合 かすみがうら市 50% 相手方 50%

・損害賠償額 かすみがうら市 4,197円

相手方 4,196円

(3) 事故の内容 市が管理する市道8-0250号線、上稲吉34番地先において、路肩の破損により発生した段差に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。

(4) 事故発生状況図



## 3 専決処分日

令和4年8月10日

〔都市建設部：道路課〕



議案第42号	かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>市民等が、手数料以外の市の歳入（使用料等）をキャッシュレス決済によって納付できる環境を整備するもの</p> <p>2 内 容</p> <p>本件条例を制定することにより、証明書の交付手数料だけでなく、施設の使用料等についても電子マネーによる支払いができる環境を整備することができる。</p> <p>※電子マネー等のキャッシュレス決済に対応するサービスの種類は、行政手続のオンライン化と合わせて順次追加していく。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年10月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：情報政策課 〕</p>	

議案第43号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>市職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援について、地方公務員法等の規定により国家公務員に準拠した取扱いとするため、必要な措置を講ずるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 育児休業の取得回数制限の緩和（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業等計画書により申出た場合の再度取得に係る規定を緩和し、2回までの取得が可能</li> <li>・任期付職員について、任期の更新があった場合の緩和</li> </ul> <p>(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和（第2条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和により、必要な残任期間を1年短縮</li> </ul> <p>(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化（第2条、第2条の3、第2条の4関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交換での取得や特別な事情がある場合に柔軟な取得が可能</li> </ul> <p>3 施行年月日</p> <p>令和4年10月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第44号	令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5千275万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ200億5千884万1千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	3,367,889	33,221	3,401,110
県支出金	1,393,764	6,471	1,400,235
繰越金	394,389	13,063	407,452
歳入合計	20,006,086	52,755	20,058,841

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3,415,948	5,651	3,421,599
民生費	6,435,054	18,523	6,453,577
衛生費	2,004,605	710	2,005,315
農林水産業費	712,544	1,318	713,862
商工費	409,532	14,070	423,602
土木費	1,848,636	4,650	1,853,286
消防費	881,005	2,000	883,005
教育費	2,105,889	5,833	2,111,722
歳出合計	20,006,086	52,755	20,058,841

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
イントラネット整備に要する経費	1,100	情報政策課
電子自治体推進に要する経費	4,551	情報政策課
イ 民生費の事業費		
介護保険特別会計繰出に要する経費	88	介護長寿課
児童手当支給に要する経費	3,568	子ども家庭課
民間保育所に要する経費	3,028	子ども家庭課
認定こども園に要する経費	3,001	子ども家庭課
家庭的保育等に要する経費	8,838	子ども家庭課
ウ 衛生費の事業費		
感染症対策に要する経費	710	やまゆり保育所 わかぐり保育所 第一保育所
エ 農林水産業費の事業費		
園芸振興に要する経費	1,318	農林水産課
オ 商工費の事業費		
商工振興に要する経費	14,070	地域未来投資推進課
カ 土木費の事業費		
公共交通対策に要する経費	4,650	政策経営課
キ 消防費の事業費		
災害対策に要する経費	2,000	危機管理課

ク 教育費の事業費

蔵書整備に要する経費	4,675	図書館
歴史博物館管理運営に要する経費	1,158	歴史博物館

[ 市長公室：政策経営課 ]

## 令和4年度 一般会計補正予算第7号 R040830第3回定例会

No	事業	内 容	単 位：千円
1	イントラネット整備に要する経費		1,100
		公共施設予約システム導入業務委託 市内の公共施設について、パソコンや携帯電話 などから空き状況の確認や仮予約を行うことが できるシステムの導入	1,100
2	電子自治体推進に要する経費		4,551
		Web会議・研修用インタラクティブホワイト ボード 自治体DX推進に係る取組の一つとして、集合 形式のWeb会議や研修に有用な機器を導入	4,000
3	児童手当支給に要する経費		3,568
		国庫負担金等超過交付金返還金	3,568
4	民間保育所に要する経費		3,028
		民間保育所乳児等保育事業補助金 県補助金の補助基準額改正によるもの（1歳児 一人当たり3,900円から5,000円に増額）	1,028
		民間保育所等補助金（新型コロナウイルス感染症 対策分） 県補助金を活用し、民間保育所における新型 コロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品 の購入等を支援するため補助金を交付	2,000
5	認定こども園に要する経費		3,001
		民間保育所等補助金（新型コロナウイルス感染症 対策分） 県補助金を活用し、認定こども園における新型 コロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品の 購入等を支援するため補助金を交付	1,500

No	事業内容	単位：千円
6	家庭的保育等に要する経費	8,838
	市内地域型保育給付費 地域型保育施設の入所児童数増加によるもの	3,851
	市外地域型保育給付費 地域型保育施設の入所児童数増加によるもの	4,180
7	園芸振興に要する経費	1,318
	儲かる産地支援事業費補助金 認定農業者の農業ドローン導入を支援するため 補助金を交付	1,318
8	商工振興に要する経費	14,070
	地場産品販路拡大DX推進支援等業務委託 市内事業者に対して、オンライン直売でのダイ レクト販売など、DXの視点を取り入れた販路 拡大等を支援するもの	4,070
	事業者支援一時金 (申請予定件数)100件×(交付額)100千円 茨城県から交付された営業時間短縮要請等関連 事業者支援一時金の対象となる事業者に対し、 上乘せ支援するもの	10,000
9	公共交通対策に要する経費	4,650
	新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援 金	
	乗合バス事業者 5路線×200千円	
	貸切バス事業者 5事業者×500千円	
	30台×20千円	4,650
	タクシー・運転代行業者	
	1事業者×100千円	
	9事業者×50千円	

No	事業	内 容	単位：千円
10	災害対策に要する経費		2,000
		茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金 牛渡地内詳細設計費用に対する負担金	2,000
11	蔵書管理に要する経費		4,675
		電子図書館サービス利用料 電子書籍（約1,000タイトル）の貸出サービスを導入するもの	4,675
12	歴史博物館管理運営に要する経費		1,158
		会計年度任用職員（事務補助）報酬 施設管理及び受付業務を行う職員を1名増員するもの	855
	合 計		52,755

※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある



議案第45号	令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1千122万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ37億8千742万5千円とするもの

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	676,368	88	676,456
繰越金	1,000	11,137	12,137
歳入合計	3,776,200	11,225	3,787,425

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	91,552	88	91,640
諸支出金	1,002	11,137	12,139
歳出合計	3,776,200	11,225	3,787,425

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理に要する経費	88	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還に要する経費	11,137	介護長寿課

[ 保健福祉部:介護長寿課 ]

議案第46号	令和3年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和3年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		21,741,860,689	24,590,847,057	△11.59
歳 出 総 額 ②		20,464,683,493	23,868,963,004	△14.26
形式収支額③ (①－②)		1,277,177,196	721,884,053	76.92
繰 越 財 源	継 続 費	0	104,779,000	皆減
	通次繰越額			
	繰越明許費 繰 越 額	87,670,533	82,429,375	6.36
	計 ④	87,670,533	187,208,375	△53.17
実質収支額 ⑤ (③－④)		1,189,506,663	534,675,678	122.47

※ 繰越明許費繰越 → 総 務 費 2事業 ( 3,278 千円)  
 民 生 費 5事業 ( 0 千円)  
 衛 生 費 3事業 ( 7,994 千円)  
 農林水産業費 3事業 ( 12,180 千円)  
 土 木 費 3事業 ( 34,746 千円)  
 消 防 費 2事業 ( 13,665 千円)  
 教 育 費 2事業 ( 15,808 千円)

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第47号	令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和3年度	(参考)前年度	対 比
歳入総額 ①		4,277,191,932	4,069,543,857	5.10
歳出総額 ②		4,159,838,962	4,007,899,408	3.79
形式収支額③ (①－②)		117,352,970	61,644,449	90.37
繰越 財源	継続費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰越額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		117,352,970	61,644,449	90.37

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第48号	令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	--------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和3年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		925,600,415	890,643,108	3.92
歳 出 総 額 ②		908,492,482	883,692,991	2.81
形式収支額③ (①－②)		17,107,933	6,950,117	146.15
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		17,107,933	6,950,117	146.15

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第49号	令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--------	-----------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和3年度	(参考)前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3,656,178,789	3,484,909,119	4.91
歳 出 総 額 ②		3,558,641,343	3,451,924,024	3.09
形式収支額③ (①－②)		97,537,446	32,985,095	195.70
繰 越 財 源	継 続 費	0	0	—
	通次繰越額			
	繰越明許費	0	0	—
	繰 越 額			
計 ④		0	0	—
実質収支額 ⑤ (③－④)		97,537,446	32,985,095	195.70

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第50号	令和3年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
--------	-----------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 内 容

(1) 収益的収支（税抜） (単位：円：%)

区 分	令和3年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	975,289,062	989,506,540	△1.44
収益的支出 ②	910,388,786	917,668,541	△0.79
差 引 ③ (①－②)	64,900,276	71,837,999	△9.66
当年度純利益又は純損失	64,900,276	71,837,999	△9.66
当年度未処分利益剰余金	1,014,150,328	949,250,052	6.84

(2) 資本的収支（税込） (単位：円：%)

区 分	令和3年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	202,715,000	64,074,600	216.37
資本的支出 ②	660,570,448	376,265,320	75.56
差 引 ③ (①－②)	△457,855,448	△312,190,720	46.66

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 457,855,448 円は、消費税資本的収支調整額 33,880,410 円及び過年度分損益勘定留保資金 423,975,038 円で補填した。

[ 都市建設部：上下水道課 ]

議案第51号	令和3年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について
--------	------------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度の下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの

2 内 容

(1) 収益的収支（税抜） （単位：円、％）

区 分	令和3年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	1,397,696,667	1,430,018,819	△2.26
収益的支出 ②	1,342,906,480	1,374,515,862	△2.30
差 引 ③ (①－②)	54,790,187	55,502,957	△1.28
当年度純利益又は純損失	54,790,187	55,502,957	△1.28
当年度未処分利益剰余金	352,064,631	297,274,444	18.43

(2) 資本的収支（税込） （単位：円、％）

区 分	令和3年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	537,915,080	462,256,270	16.37
資本的支出 ②	847,011,709	773,405,228	9.52
差 引 ③ (①－②)	△309,096,629	△311,148,958	△0.66

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 309,096,629 円は、消費税資本的収支調整額 10,179,715 円及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金 298,916,914 円で補填した。

〔 都市建設部：上下水道課 〕

議案第52号	旧下大津小学校解体工事変更請負契約の締結について
--------	--------------------------

1 要 旨

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、旧下大津小学校解体工事の第1回変更契約について、議会の議決を求めるもの

2 内 容

(1) 工事名称 旧下大津小学校解体工事

(2) 工事概要

種 別	主な変更内容
解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁下地調整材アスベスト撤去工事の追加</li> <li>・ 建物内排煙管アスベスト撤去工事の追加</li> </ul>

(3) 変更前の契約金額 200,673,000円  
 今回変更契約額 46,860,000円 増額  
 変更後の契約金額 247,533,000円

(4) 相手方 よこすか・萩原特定建設工事共同企業体

代表者 茨城県ひたちなか市東大島4丁目13番  
11号

有限会社 よこすか建設  
代表取締役 横須賀 健一

構成員 茨城県かすみがうら市三ツ木202-4  
株式会社 萩原工務店  
代表取締役 萩原 友志

(参考)


工期 令和4年3月25日から令和5年2月3日まで


[ 総務部：検査管財課 ]



議案第53号	市道路線の変更について
<p>1 要 旨</p> <p>大和田地内の市道の一部について、行政財産の払下げに伴う用途廃止により、市道2410号線の路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの</p> <p>2 内 容</p> <p>大和田地内に位置する路線を変更するもの。</p> <p>(1) 変更しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道2410号線</p> <p>イ 延長 312.96メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 都市建設部：道路課 〕</p>	

詳細位置図 (変更図)

変更前路線 

変更後路線 

路線変更箇所【市道2410号線】

【変更前】

起点：大和田446番

終点：大和田427番1

延長：312.96m

幅員：(最小) 1.80m (最大) 2.11m

【変更後】

起点：大和田442番1

終点：大和田427番1

延長：244.46m

幅員：(最小) 1.80m (最大) 2.01m

